

教師の長時間勤務是正のための勤務の在り方について

- 学校における働き方改革の目的は、新学習指導要領を円滑に実施するとともに、児童生徒に接する時間を十分確保し、教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで教師の人間性を高め、児童生徒に必要な総合的な指導を持続的に行うことができるようすること。
その前提として、所要の勤務時間内に教師の業務が終わるようにすることを目指すべきであり、教師が真に担うべき業務に従事するよう精選し、教師の業務負担を大幅に軽減するとともに、時間外勤務の抑制を図ることが必要。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）において、「学校現場での教員の勤務実態を改善するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの緊急対策を具体的に推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や学校の実態に応じた教員の勤務時間制度の在り方などの勤務状況を踏まえた勤務環境の見直し、小学校における教育課程の弾力的運用についての検討を進める。」とされている。
- こうした点も踏まえつつ、今後、以下のような取組の検討を総合的に進めていくことが必要。

(1) 業務の役割分担・適正化

- 「中間まとめ」で示された業務の役割分担・適正化の取組の着実な実施
 - <例>
 - ・学校や教師・事務職員の標準職務を明確化し、学校管理規則のモデル案の提示
 - ・ICT等業務改善に必要な環境整備
 - ・運動部活動ガイドラインの遵守の徹底と部活動指導員や外部人材の積極的な参画
 - ・サポートスタッフ等の積極的な参画
 - ・業務改善の取組の優良事例の収集
- 新学習指導要領の円滑な実施に向けた教育課程の弾力的運用についての検討

(2) 学校の組織運営体制の在り方の改善

- 校長・副校長・教頭も含めたすべての教職員の校務運営上の負担を軽減していくための学校の組織運営の在り方の改善

(3) 学校の労働安全衛生管理の徹底

- 学校の教職員が心身の健康を損なわぬよう働くために必要な職場環境の整備

(4) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

- 勤務時間の客観的把握の徹底、留守番電話の設置や学校閉庁日等の取組推進

(5) 勤務時間の上限目安を含むガイドラインの策定・提示

- 数値で示した上限の目安を含むガイドラインの策定とその記載内容の遵守の徹底

(6) 時間外勤務抑制に向けた制度的措置の在り方の検討

- 教師の長時間勤務を是正していくために、教師の勤務の特殊性や児童生徒の学びの質を担保するために持続可能な勤務環境の在り方も考慮しながら、給特法の在り方も含む教職員の勤務時間等に関する制度の在り方について検討